

林内に整備された高密度の路網(三重県多気郡大台町)

第I章

森林・林業の再生と国有林

我が国の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあるものの、国内の森林・林業は、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなどにより、依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、農林水産省では、森林・林業の再生に向けて、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、森林の整備・保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

また、国有林野事業については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して我が国の森林・林業の再生により一層貢献するため、その組織・事業の全てを一般会計に移行することとして、平成24(2012)年6月に「国有林野の管理経営に関する法律」等を改正する法律が成立した。

本章では、森林・林業の再生に向けて進めている取組を整理した上で、国有林野事業の今後の展開方向について紹介する。

1. 森林・林業の再生に向けた取組

我が国の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあるものの、国内の森林・林業は、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなどにより、依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、農林水産省では、森林・林業の再生に向けて、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、森林の整備・保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材の加工・流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。

以下では、森林・林業の再生に向けた取組の背景を説明した上で、森林計画制度の見直しや適切な森林施業を確保する仕組みの整備など、現在進めている主な取組について紹介する。

(1) 森林・林業の再生に向けた取組の背景

(ア) 我が国の森林・林業をめぐる情勢

(森林の多面的機能と林業の停滞)

我が国は、国土の約7割を森林が占める「森林国」である。森林は、木材の生産のみならず、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の多面的な機能を有しており、これらの機能は、森林を適切に整備・保全することにより発揮さ

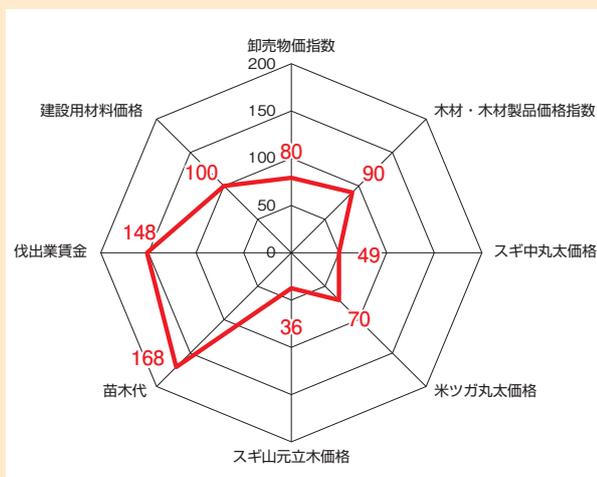
れる。また、林業は、木材等の生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の確保に大きな役割を果たしている。

しかしながら、我が国の林業は、昭和50年代後半(1980年代)以降、木材価格が下落傾向で推移する一方、人件費や資材等の経営コストが上昇したことから、経営の採算性が大幅に悪化した(資料I-1)。その結果、林業生産活動は停滞して、国産材(用材)の供給量は、昭和55(1980)年の3,456万㎡から、平成14(2002)年には戦後最低の1,608万㎡まで減少し、木材需要全体に占める国産材の割合も、同期間に31.7%から18.2%まで低下した(資料I-2)。

このような林業の停滞により、森林所有者の経営意欲が減退したことから、保育や間伐等の施業が十分に行われず、放置される森林もみられるようになった。

一方で、国民の森林に対する要請は、自然環境の保全や公衆の保健、地球温暖化の防止等への期待が高まり、多様化していった。また、木材に対する需要も、住宅着工戸数の減少に伴って建築用材が減少するとともに、見た目の美しい木材よりも乾燥材や合板・集成材といった品質・性能の明確な製品を求める傾向へ大きく変化していった。

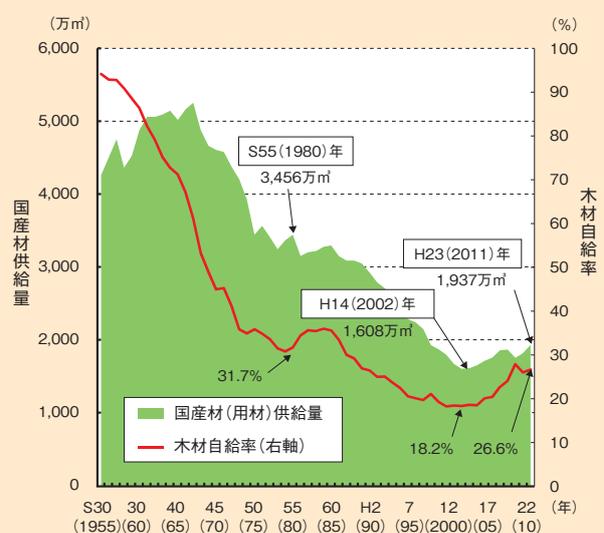
資料 I - 1 林業を取り巻く諸因子の変化



注：昭和55(1980)年を100としたときの平成11(1999)年の指数。

資料：森林・林業基本政策研究会(2002)森林・林業基本法解説、大成出版社：6。

資料 I - 2 国産材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

〔「森林・林業基本法」に基づき施策を展開〕

このような状況を踏まえて、平成13(2001)年に制定された「森林・林業基本法」では、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を基本理念として、おおむね5年ごとに策定する「森林・林業基本計画」に基づき、総合的かつ計画的に必要な施策を講ずることとされた。

具体的な施策としては、これまでも、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」等による間伐の推進(平成20(2008)年度～)、「森林施業プランナー」の育成(平成19(2007)年度～)による提案型集約化施業の推進、「緑の雇用」事業(平成15(2003)年度～)による新規就業者の確保・育成、「新流通・加工システム」(平成16(2004)年度～)や「新生産システム」(平成18(2006)年度～)による国産材の加工・流通体制の整備等に取り組み、一定の成果を上げてきた。

この間、木材の輸入量は、国内における木材需要の減少や輸出国における資源的制約等により減少傾向で推移する一方、国産材の供給量は、平成20(2008)年には1,873万m³まで増加した。このため、木材需要量全体に占める国産材の割合も、平成21(2009)年には27.8%まで回復した。

〔イ〕森林・林業の再生に向けた施策の見直し

〔森林・林業には依然として生産性が低いなどの課題あり〕

近年、我が国の森林は、毎年約8千万m³ずつ蓄積が増加するとともに、人工林では、50年生以上(高齢級)の面積が平成29(2017)年には全体の6割に達する見込みであるなど、量的には充実しつつあり、資源として本格的な利用が可能な段階を迎えようとしている。

しかしながら、国内の林業は、依然として、小規模零細な森林所有構造の下、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れ等により、生産性が低い状況にある。材価も低迷する中、森林所有者の林業に対する関心は低下しており、相続等に伴い経営意識の低い

森林所有者も増加している。このため、森林資源が十分に活用されないばかりか、必要な施業が行われずに、多面的機能の発揮が損なわれ、荒廃さえ危惧される森林もある。

一方で、世界的な木材需要の増加や資源ナショナリズムの高まり等を背景として、木材輸入の先行きは不透明性を増しており、安定的な木材供給に対する期待が高まっている。さらに、化石由来資源に代わる資材やエネルギーとして木材を利用することにより、地球温暖化防止に貢献することも期待されるようになっている。

〔森林・林業の再生に向けた取組の強化・加速化を検討〕

このような状況を踏まえて、農林水産省は、平成21(2009)年12月に、我が国の森林・林業を早急に再生する指針として、「森林・林業再生プラン^{*1}」を策定した。同プランは、今後10年間を目的に、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することにより、「10年後の木材自給率50%以上」を目指すこととした。

平成22(2010)年11月には、同プランの実現に向けた具体的な改革内容を「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として取りまとめた^{*2}。「改革の姿」では、国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割の見直しを行いつつ、

- ①適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
- ②広範に低コスト作業システムを確立する条件の整備
- ③担い手となる林業事業体や人材の育成
- ④国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

を段階的・有機的に進めるべきとした^{*3}。

〔法制度の見直し〕

このような検討を踏まえて、関連する法制度の見

*1 農林水産省「森林・林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ～」(平成21(2009)年12月25日)

*2 「森林・林業の再生に向けた改革の姿」は、平成22(2010)年に、農林水産省内で5つの検討委員会を開催して検討した結果を取りまとめたもの。5つの検討委員会とは、「森林・林業再生プラン推進本部」の下の「森林・林業基本政策検討委員会」、「路網・作業システム検討委員会」、「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」、「人材育成検討委員会」及び「国産材の加工・流通・利用検討委員会」。各委員会は、外部の有識者と農林水産省の職員で構成。

*3 森林・林業基本政策検討委員会「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(平成22(2010)年11月)

直しが行われ、いずれも国会において全会一致で可決された。

平成22(2010)年5月には、木造率が低く潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて木材利用を促進する「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が新たに制定された。同法では、国が公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を策定して、木材の利用を進める方向性を明確にするとともに、地方公共団体や民間事業者等に対して、国の方針に則した取組を促すこととされた。同法は、同10月に施行された。

平成23(2011)年4月には、「森林法」について所要の改正が行われた。同法の改正では、適切な森林施業を確保する制度の導入や、無届伐採が行われた場合の行政命令の新設、森林計画制度の見直し等が行われた。また、国会での議論の結果、新たに森林の土地所有者となった者に届出を義務付ける制度等が追加された。同法の改正は、平成24(2012)年4月に施行された(ただし、一部の条文は平成23(2011)年4月及び7月に施行)。

平成24(2012)年6月には、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」が公布された。同法では、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度が創設されるとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業を一般会計において実施するなどの措置が講じられた。同法は、平成25(2013)年4月に施行された。

〔森林・林業基本計画〕の見直し

平成23(2011)年7月には、「森林・林業基本法」に基づき、「森林・林業基本計画」について5年ぶりの見直しが行われた。

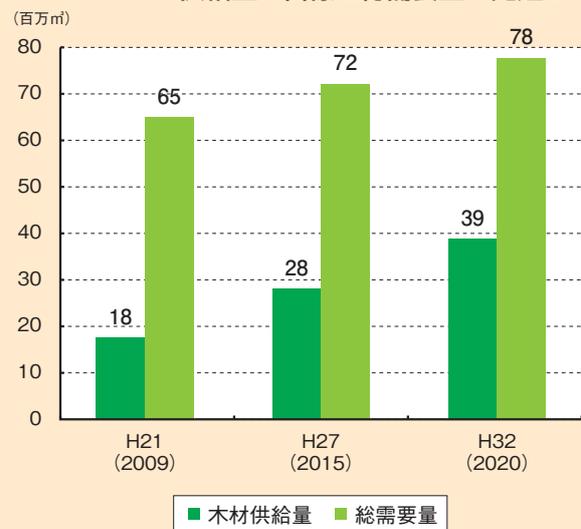
新たな計画では、森林・林業の再生に向けて、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成等の取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興等を推進することとした。また、東日本大震災からの復興に向けて、海岸部の保安林の再生、住宅・公

共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりへの貢献を推進することとした。さらに、国有林については、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、民有林への指導やサポートなどにより、我が国の森林・林業の再生に貢献することとした。

また、同計画では、森林の整備・保全や林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定した。このうち、「林産物の供給及び利用」の目標としては、10年後の総需要量を7,800万㎡と見通した上で、施業の集約化と低コストで効率的な作業システムの普及を進めるとともに、効率的な加工・流通体制の整備と木材利用の拡大を図ることにより、国産材の供給・利用量3,900万㎡(総需要量に占める国産材の割合：50%)を目指すこととした(資料I-3)。

なお、平成24(2012)年7月に策定された「日本再生戦略^{*4}」においても、平成32(2020)年の木材自給率50%以上を目標として、我が国の森林資源を最大限有効に活用しながら森林・林業の再生を進め、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制の構築に取り組むこととされた。

資料I-3 「森林・林業基本計画」における木材供給量の目標と総需要量の見直し



資料：「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)

*4 「日本再生戦略」(平成24(2012)年7月31日閣議決定)

(2) 森林・林業の再生に向けた主な取組状況

現在、農林水産省では、平成23(2011)年に改正された「森林法」や新たな「森林・林業基本計画」等に基づき、森林・林業の再生に向けた取組を進めている。

以下では、森林・林業の再生のために、現在、特に重要と考えられる「実効性の高い森林計画制度」、「適切な森林施業の確保」、「効率的かつ安定的な林業経営の育成」、「人材の育成・確保」及び「木材の加工・流通体制の整備と木材利用の拡大」の各分野について、主な取組状況を紹介する。

(ア) 実効性の高い森林計画制度

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、国、都道府県、市町村等の役割を明確にした上で、実効性の高い制度的枠組みを整備する必要がある。

このため、平成23(2011)年4月の「森林法」の改正等により、森林計画制度について、国が策定する「全国森林計画」、都道府県が策定する「地域森林計画」、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の役割と内容の見直しを行った。

(a) 「全国森林計画」と「地域森林計画」の見直し

「全国森林計画」は、「森林法」に基づき、全国の森林を対象として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示す計画で、5年ごとに15年を一期として立てることとされている。

政府は、平成23(2011)年7月に、「森林・林業基本計画」の見直しと併せて、「全国森林計画」の見直しを行った。見直しに当たっては、同計画を森林の整備・保全のルールとガイドラインを示すものと位置付けた上で、森林の有する機能ごとに森林整備と保全の方針を提示するとともに、伐採・造林等の基準や林道等の開設の考え方を明確化した。

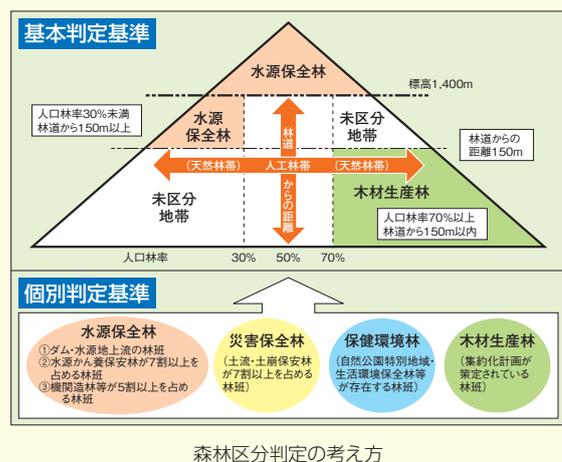
また、これまでの「全国森林計画」では、「森林・林業基本計画」で示された考え方を踏まえて、特に発揮することを期待される機能に応じて、全国の森林を「水土保持林^{*5}」、「森林と人との共生林^{*6}」及び「資源の循環利用林^{*7}」の3つに区分することとされていた。しかしながら、この機能区分については、区分方法が分かりにくいとの指摘や、地域における議論の材料として十分に利用されていないとの指摘があった^{*8}。このため、国が、重視すべき機能に応じた森林の3機能区分を示すことをやめて、地域主

事例 I-1 市町村主体による森林のゾーニング

岐阜県高山市^{たかやまし}は、総面積の92.1%に相当する20.1万haが森林で、日本一森林面積が広い市である。このうち、民有林は約6割を占める11.9万haとなっている。

同市では、平成24(2012)年3月に「高山市森林整備計画」を変更した。同計画では、環境と経済のバランスをとりながら森林づくりを進めることを基本方針として、森林の区分を「水源保全林」、「災害保全林」、「保健環境林」及び「木材生産林」の4つに分けることとした。森林の区分に当たっては、森林の標高、人工林の比率、林道からの距離、保安林等の制限林の有無によって行うこととした。

また、計画対象森林の図面は、「市町村森林整備計画図化マップ」として、インターネット上で公表している。



*5 国土の保全や水源の涵養を通じて安全で快適な国民生活を確保することを重視した森林。

*6 貴重な自然環境の保全や国民と森林とのふれあいの場を提供することを重視した森林。

*7 木材等の林産物を計画的・安定的に生産することを重視した森林。

*8 例えば、内閣府規制改革推進室「都道府県の森林・林業に関するアンケート結果」(平成21(2009)年10月)。

導により発揮を期待する機能ごとの区域を設定できるようにした。

「全国森林計画」の見直しを踏まえて、各都道府県と各森林管理局は、平成23(2011)年12月末までに、全国158の森林計画区ごとに作成する「地域森林計画」と「国有林の地域別の森林計画」の全てを変更・樹立した。これらの計画については、地域の特性を踏まえて、森林の区域(ゾーニング)の設定や伐採等の施業方法の考え方を示すものとした(「全国森林計画」と「地域森林計画」の見直しの詳細については、第IV章(87-88ページ)参照)。

(b)地域主導による「市町村森林整備計画」の見直し

「全国森林計画」と「地域森林計画」の変更に併せて、全国1,614の市町村が、平成24(2012)年3月末までに、「市町村森林整備計画」の変更・樹立を行った。

同計画については、地域の森林の整備等に関する長期の構想とその構想を実現するための規範を示すもの(マスタープラン)と位置付け、森林の施業や保護の規範を明示した上で、森林の機能等を踏まえた具体的な森林の区域の設定や路網の計画等を図示するものとした(事例I-1)(「市町村森林整備計画」の見直しの詳細については、第IV章(88ページ)参

照)。

(イ)適切な森林施業の確保

我が国では、人工林資源が充実する一方、一部の森林では、無秩序な伐採や造林未済地の発生により、森林の有する多面的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが生じている。

また、都道府県や市町村が地域の森林を適切に管理するためには、それぞれの森林の所有者を把握することが不可欠であるが、不在村者の増加や森林の相続等により、森林所有者が不明となる事例が生じている。

このため、平成23(2011)年4月の「森林法」の改正により、新たに、無届伐採が行われた場合の市町村長の命令、所有者不明森林における施業の代行、新たに森林所有者となった者の届出、森林所有者情報の行政機関内部での共有等の制度が導入された。

(a)無届伐採及び所有者不明森林に対する措置

森林を伐採する場合には、これまで、「森林法」により、伐採及び伐採後の造林について市町村長に届出書を提出することとされていたが*9、届出が行われずに伐採された場合の措置は規定されていなかった。

平成23(2011)年4月の「森林法」の改正では、

資料 I - 4 森林の土地所有者届出制度の概要

対象

「地域森林計画」の対象となっている森林の土地

届出が必要な場合

売買、相続、贈与、法人の合併等により新たに取得した場合(個人・法人、面積、取得の原因に関係なし。ただし、「国土利用計画法」に基づく届出が行われたものを除く。)

届出期間・届出先

- ・土地の所有者となった日から90日以内
- ・取得した土地の所在する市町村の長に届出

届出事項

- ・届出者と前所有者の住所氏名
- ・所有者となった年月日
- ・所有権移転の原因、土地の所在場所・面積等。添付書類は、登記事項証明書(写しも可)、土地売買契約書、相続分割協議書の写しなど、届出者がその土地の所有権を有することを証明できるもの
- ・土地の位置を示す図面

森林の土地の所有者届出書

市町村長 殿 年 月 日

住所 届出人 氏名 (法人にあつては、名 印 及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

| 所有権の移転に関する事項 | 前所有者の住所 | | 届出者の氏名 | |
|--------------|---------------|----|------------|----|
| | (法人にあつては、名 印) | | 氏名 | |
| 土地に関する事項 | 所有者となつた年月日 | | 所有権の移転の届出 | |
| | 年 月 日 | | 届出(シ) 持分割合 | |
| 番号 | 土地の所在場所 | | | |
| | 市町村 | 大字 | 字 | 地番 |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 計 | | | | |
| 備 考 | | | | |

注 参考事項
 ① 新たに所有者となつた森林の土地において、その所有する者(持分)ごとに届出すること。
 ② 氏名の併記する場においては、併記を省略することから可。
 ③ 所有権の移転(届出)は、売買、贈与、合併、相続、遺贈、法人の合併又は権利の譲渡によること。
 ④ 土地に関する事項は、登記簿の写しを添付して、一部は土地に記帳すること。
 ⑤ 面積は「ヘクタール」を単位とし、小数第3位を四捨五入し、第4位を四捨五入すること。
 ⑥ 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記帳すること。
 ⑦ 届出書は、届出の日(届出日)に、届出の土地(届出地の範囲)の所在地の郵便局または市町村の届出窓口、又は届出書の写しを添付して提出すること。
 ⑧ 当該土地の所在を示す地図
 ⑨ 当該土地の所在を示す地図の写しを添付して提出すること

届出書の様式

*9 「森林法」(昭和26年法律第249号)第10条の8



伐採及び伐採後の造林の届出がなく無届による伐採が行われ、土砂流出・崩壊等の災害等の発生のおそれがある場合には、市町村長が伐採の中止命令や伐採後の造林の命令を発出できる制度が導入された*10。あわせて、届出制度等の違反に対する罰則が強化された*11。

また、これまで、木材の搬出等のために他人の土地に路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明であれば、使用権の設定ができなかったが、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により手続きを進められるよう制度が見直された*12。

さらに、早急に間伐が必要な森林(要間伐森林)の間伐が行われない場合、森林所有者等が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を実施できるよう制度が拡充された*13。

今後、これらの新たな制度が必要に応じて運用されることにより、適切な森林施業が確保されることが期待される。

(b)森林所有者の把握

平成23(2011)年4月の「森林法」の改正により、平成24(2012)年4月から、新たに森林の土地の所有者となった者に対して、市町村への届出を義務付ける制度が開始された。同制度では、森林の土地を新たに取得した場合、売買、相続、贈与、法人の合併等の取得の原因にかかわらず、90日以内に、取得した土地の所在する市町村の長に届け出ることとされた*14(資料I-4)。

また、これまで、都道府県や市町村における林務担当部署において、土地、地籍及び税務の担当部署や他の行政機関との間で、森林所有者に関する情報が十分に共有されず、それぞれの担当部署に一定の情報があるにもかかわらず、森林所有者の特定に活用することができなかった。

今回の「森林法」の改正により、都道府県や市町村が、同法に基づく勧告や命令等を行うために、森林所有者等に関する情報を行政機関内部で利用することを可能とするとともに、他の行政機関に対して、

資料 I - 5 「森林環境保全直接支援事業」の概要

| | |
|----------------|--|
| 目的 | 面的なまとまりをもった森林で、路網整備と搬出間伐を一体的に進めることにより、施業のコストダウンを促進。 |
| 対象者 | 「森林経営計画」の認定を受けた者等 |
| 対象事業 | 植栽、下刈、枝打、除伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設整備(鳥獣害防止施設、林内作業場、林床保全、荒廃竹林)等 |
| 間伐の補助要件 | ①「森林経営計画」ごとに、5 ha以上の実施箇所を束ねて申請。 ②実施箇所1 ha当たり平均10 m ³ 以上の木材を搬出。 |
| 負担割合 | 国と都道府県を合わせて約7割(「森林経営計画」対象森林等の場合) |

注：上記事業のほか、施業の集約化に必要な諸活動(森林の調査、境界の確認、森林所有者との合意形成等)を支援する「森林整備地域活動支援交付金」をあわせて、「森林管理・環境保全直接支払制度」としている。

*10 「森林法」第10条の9第4項
 *11 「森林法」第206条～第209条
 *12 「森林法」第50条第2項
 *13 「森林法」第10条の11の6
 *14 「森林法」第10条の7の2、「森林法施行規則」(昭和26年農林省令第54号)第7条、「森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について」(平成24(2012)年3月26日付け23林整計第312号林野庁長官通知)

森林所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることができることとされた^{*15}。

林野庁では、都道府県や市町村、行政書士会等の関係者とも連携して、新たな届出制度等の周知に取り組んでいる。

(ウ)効率的かつ安定的な林業経営の育成

我が国における森林の保有形態は、保有山林面積の小さい森林所有者が多数を占める構造となっている。このような中、効率的な施業を実施して低コスト化を図り、林業の生産性を向上させるためには、複数の所有者の森林を面的に取りまとめた上で、路網作設や間伐等の森林施業を一括して実施する「施業の集約化」を進める必要がある。

あわせて、地域の実情に応じた低コストで効率的な作業システムの導入を図りつつ、効率的な施業に不可欠な路網の整備や高性能林業機械の導入を進める必要がある。

このため、面的なまとまりをもった森林を対象とする「森林経営計画制度」を導入して、施業の集約

化を進めるとともに、施業の効率化・低コスト化による生産性の向上に向けて、路網の整備や機械化の推進に重点的に取り組んでいる。

また、森林組合や林業事業者が施業集約化等に積極的に取り組めるよう、森林組合の改革や事業環境の整備を進めている。

(a)施業の集約化の推進

林野庁では、これまでも、複数の森林所有者に対して、森林施業の方針や事業収支を示した「施業提案書」を提示することで、施業をまとめて受託する「提案型集約化施業」を推進してきた。

平成23(2011)年度からは、「森林環境保全直接支援事業」等により、施業の集約化に必要となる森林情報の収集等の活動や、面的なまとまりをもって計画的に行う植栽や間伐等の施業とこれと一体となった森林作業道の整備を更に加速化することとした(資料I-5)。

また、平成23(2011)年4月の「森林法」の改正により、面的なまとまりのある森林において、森林

資料 I - 6 「森林経営計画制度」の概要

目的

計画的・効率的な森林の施業・保護を通じた、森林の有する多面的機能の十全な発揮

作成者

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

要件

(属地計画) 林班又は隣接する複数林班の面積の1/2以上(ただし、計画作成者の働きかけや市町村のあっせんに応じない森林所有者の森林は、1/2要件の分母から控除できる)
(属人計画) 単一の経営主体が自ら所有する森林の面積が100ha以上

計画内容

森林経営の長期方針、森林の現況と伐採・造林計画、森林の保護、路網の整備等

計画期間

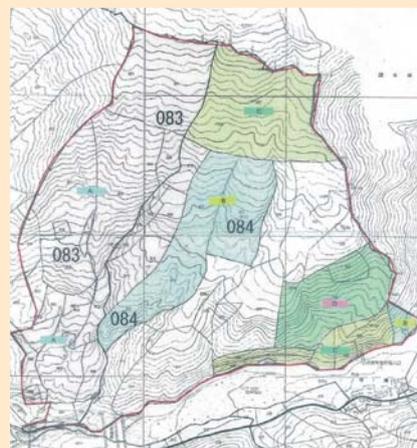
5年間

認定者

市町村長等

メリット

所得税・相続税の特例措置、日本政策金融公庫等における融資条件の優遇、各種補助金等の支援対象



「森林経営計画」の図面(例)
(面的なまとまりのある森林)

*15 「森林法」第191条の2、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成23(2011)年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知)ほか。

の経営を自ら行う意欲のある森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、継続的に森林の施業・保護を実施できるようにするため、「森林経営計画制度」が創設され、平成24(2012)年4月から導入された。同計画は、森林経営の長期方針や伐採・造林、路網の整備等の計画を示すこととされており、単独あるいは共同で同計画の認定を受けた者は、税制上の特例措置や融資条件の優遇、各種補助金等の支援等を受けることができる(資料I-6、事例I-2)。

各地では、これらの制度等を活用しながら、施業集約化に向けた取組が進められている(事例I-3)(施業の集約化の詳細については、第V章(144-147ページ)参照)。

(b)路網の整備

林野庁では、これまでも、低コストで効率的な作業システムの構築に向けて、路網の整備を支援してきたが、我が国では、急傾斜地に存在する森林が多いことに加え、小規模な森林所有者が多数を占めることなどから、路網の整備は十分には進んでいない。一方で、地域の特性を反映した創意工夫のもとに、簡易でありながら耐久性のある路網の作設も進められてきた。

このような中、林野庁では、平成22(2010)年度に、路網を構成する道の区分を、一般車両の走行を想定した「林道」、普通自動車(10トン積程度のトラックに相当)や林業用車両の走行を想定した「林業専用道^{*16}」、フォワーダ等の林業機械の走行を想

事例I-2 「森林経営計画」の策定開始

鳥取県の八頭中央森林組合では、平成24(2012)年4月に、「経営計画推進課」を設置して、施業の集約化と「森林経営計画」の作成に取り組んでいる。

同組合では、「森林経営計画」の作成に向けた組合員との合意形成を図るため、平成23(2011)年度に座談会を約120回開催して、延べ1,800人の森林所有者が参加した。

この結果、平成24(2012)年度に、管内の全私有林約46,300haのうち、約1,700名の所有する森林約3,200haを対象として、52の「森林経営計画」を作成することができた。



合意形成に向けた座談会

事例I-3 公募ボランティアにより施業集約化を推進

群馬県利根郡みなかみ町では、公募ボランティアと林業のプロ組織を組み合わせた「利根川源流森林整備隊」により、施業の集約化が進められている。同隊は、公募ボランティアを含む約280名から構成され、隊長をみなかみ町長、事務局を同町役場としている。

同隊では、集約化施業の候補地を選定した上で、説明会の開催により森林所有者から施業実施の同意を取り付け、両者で協定を調印している。調印後は、ボランティア隊員が、施業地における雑木や笹の刈払等の準備作業と一部の伐り捨て間伐を行っている。その後、建設業者等が作業道を作設し、素材生産業者や森林組合等が搬出間伐を実施している。同隊では、平成20(2008)年度に初めて間伐箇所66haの整備を行い、以後、集約化と搬出間伐に重点を置いて、毎年約100haの整備を行っている。

同隊では、町役場が事務局を務めることにより、森林所有者からの信頼を得て、円滑に同意を取り付けることを可能としている。

資料：高橋伸幸(2012)現代林業, 2012年8月号: 42-46.



間伐作業終了後の隊員

*16 「林業専用道」は、「自動車道2級」として「林道規程」の中に位置付けられており、「林道」の一種である。

定した「森林作業道」の3区分に整理して、これらを適切に組み合わせた丈夫で簡易な路網の整備を進めることとした。

平成23(2011)年7月に見直した「森林・林業基本計画」では、森林施業の効率的な実施のため、路網の整備を進めることとして、林道の望ましい延長を36万km、特に、今後10年間は27万km程度とした。また、同月に見直した「全国森林計画」では、車両系作業システムと架線系作業システムに分けて、傾斜区分に応じた路網整備の目標とする水準を示した。

現在、各都道府県では、林野庁が示した作設指針を基本としつつ、地域の特性を踏まえた独自の路網作設指針を策定して、路網の整備を進めている(事例I-4)(路網の整備の詳細については、第V章(147-149ページ)参照)。

(c)機械化の促進

林野庁では、これまでも、高性能林業機械の開発を進めるとともに、「森林整備加速化・林業再生基金」等により、その導入を支援してきた。高性能林業機械の保有台数は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダを中心に、全国で約5,100台まで増加した(平成24(2012)年3月末現在)。

今後、森林資源の充実に伴う伐採木の太径化や主伐の増加、木質バイオマス需要の増加等が見込まれ

る中で、このような変化に対応できる林業機械の開発や、これまでに導入された国内外の先進林業機械の改良、さらに、これらの機械を活用した低コストで効率的な作業システムの普及を進める必要がある。

このため、林野庁では、地域の条件に応じた林業機械の開発・改良に取り組むとともに、作業システムの生産性やコスト等に関する検証・分析・評価等を行っている(機械化の促進の詳細については、第V章(150-152ページ)参照)。

(d)林業事業者の育成

①森林組合の改革

森林組合は、森林所有者の協同組織であり、地域の森林管理の主体として、施業集約化等により森林・林業の再生に積極的な役割を果たすことが期待されている。

このため、森林組合系統では、その運動方針において、提案型集約化施業を最優先業務として、全ての組合員所有森林の集約化を目指すとした上で^{*17}、森林施業プランナーの育成や施業の集約化、「森林経営計画」の作成等に取り組んでいる。

また、林野庁では、森林組合が組合員を対象とする活動に重点を置くとともに、組合員に対して決算書類等の透明性を確保するよう、業務運営に関する指導を行っている^{*18}(森林組合の改革の詳細については、第V章(134ページ)参照)。

事例I-4 高密度の路網を活用した搬出間伐の推進

たかはら森林組合(栃木県矢板市^{やいたし})は、高密度な路網を活用して、搬出間伐を推進している。同組合管内では、従来から路網の整備が進められ、管内の路網密度は全国平均よりも高い38.0m/ha(公道、林道及び森林作業道の合計)となっている。

同組合では、「チェーンソーによる伐倒→グラップル(4トンベース)による積込み→林内作業車による集材→道端での10トントラックへの直接積込み」という路網を活用した作業工程により、搬出間伐に取り組んでいる。平成22(2010)年度には、780haの間伐を行い、このうち約7割で間伐材を搬出した。



路網を活用した搬出間伐

*17 全国森林組合連合会「森林組合活動21世紀ビジョン・3rdステージ 国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」(平成22(2010)年10月):7。

*18 「森林組合法第9条第9項に係る森林組合の指導について」(平成24(2012)年2月29日付け23林政経第329号林野庁長官通知)、「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について」(平成23(2011)年8月24日付け23林政経第80号林野庁長官通知)

②林業事業体の事業環境の整備

林業事業体の事業環境については、森林に関する情報が森林組合に集積されていることなどにより、森林組合が民間事業体よりも有利な面もある。今後、適切な競争を通じて施業コストの縮減を図るためには、これら事業体への公平な情報提供等によって、事業環境を整える必要がある^{*19}。

このような中、平成23(2011)年4月の「森林法」の改正により、市町村は森林経営の受委託に必要な情報の提供等を行うよう努めることとされた^{*20}。これを踏まえて、林野庁では、都道府県等に対して、施業集約化に必要となる森林に関する情報を森林所有者、森林組合、林業事業体等に提供できるような仕組みや、各事業体に関する情報を登録・公表して、事業発注者が事業実行者を評価・選択できるようにする仕組みの整備を進めるよう要請している^{*21}(林業事業体への情報提供等の詳細については、第V章(135ページ)参照)。

(エ)人材の育成・確保

森林・林業の再生を実現するためには、林業の現場で効率的に作業を行うことができる技能者に加えて、地域の持続的な森林経営や施業の集約化、路網の整備等について専門的かつ高度な知識・技術を備えた人材が必要である。

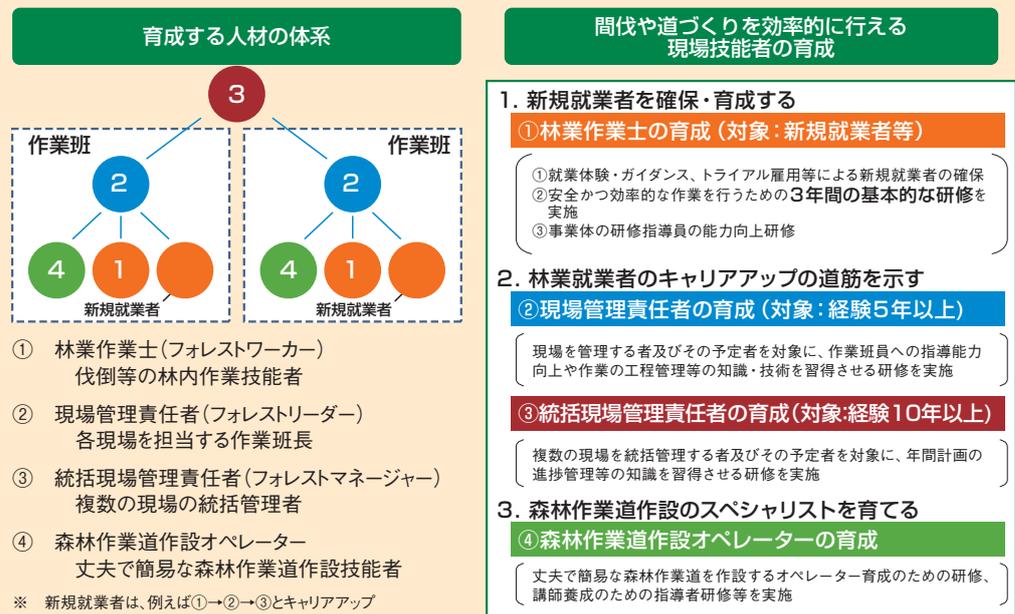
このため、新規就業者の確保と現場技能者の育成を進めるとともに、地域の持続的な森林経営や施業の集約化、路網の整備等の面から森林・林業の再生に取り組む技術者等の育成に取り組んでいる。

(a)新規就業者の確保と現場技能者の育成

林野庁では、平成15(2003)年度から、林業への就業に意欲を有する若者を対象に、林業に必要な基本的技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施している。

平成23(2011)年度からは、現場技能者の就業後のキャリアアップを含めた段階的かつ体系的な人材育成を進めるため、新規就業者に対する3年間の研修と現場を管理する責任者等を育成する研修を開始した(資料I-7)。これらの研修を修了した者は、キャリアアップにより意欲と誇りを持って仕事に取り組めるように、習得した知識と技術・技能のレベルに応じて、「林業作業士(フォレストワーカー)^{*22}、

資料I-7 現場技能者の育成に向けた取組



資料：林野庁経営課作成(「緑の雇用」現場技能者育成対策事業)資料)

*19 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会「最終とりまとめ」(平成22(2010)年10月)。このように、同等の条件で競争が行えるようにすることは、「イコールフットイング」とも呼ばれる。

*20 「森林法」第191条第2項

*21 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)、「林業事業体に関する情報の登録・公表について」(同2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知)、「林業事業体に関する登録情報の活用ガイドラインについて」(同2月28日付け23林整整第844号林野庁長官通知)、「森林整備事業に係る林業事業体の成績評定要領例について」(同3月30日付け23林整整第974号林野庁長官通知)

「現場管理責任者(フォレストリーダー)^{*23}」及び「統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)^{*24}」として、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録することとしている^{*25}。

また、林野庁では、働きやすい職場づくりを進めるとともに、これらの研修により高い能力を身に付けた者が雇用先で公平・公正に処遇されるよう、平成23(2011)年3月に、事業主が使いやすい人事管理マニュアルや都道府県等が事業主を指導する際のチェックリストとして、「人事管理とキャリア形成の手引き」を作成した^{*26}(新規就業者の確保と現場技能者の育成の詳細については、第V章(137-142ページ)参照)。

(b)森林・林業の再生に取り組む技術者等の育成

①施業を集約化して「森林経営計画」を作成

林野庁では、平成19(2007)年度から、「提案型集約化施業」を推進するため、施業の集約化を担う人材(「森林施業プランナー」)の育成を進めている。平成23(2011)年度までに、「森林施業プランナー育成研修」等により、全国で2,100人程度の森林施

業プランナーが育成された。

平成24(2012)年度からは、施業の集約化を前提とする「森林経営計画制度」が導入されたことから、今後、森林施業プランナーには、「森林経営計画」の作成の中核を担うことが期待される。

このような中、林野庁では、平成24(2012)年度から、提案型集約化施業を着実に実践することのできる能力を有する森林施業プランナーの実践力の向上と組織としての体制強化を目的とする「ステップアップ研修」を実施するとともに、「森林整備加速化・林業再生基金」への積み増しにより、都道府県等に対して、地域の実情を踏まえた森林施業プランナーの育成を目的とする研修の実施を支援している。

平成24(2012)年10月からは、「森林施業プランナー協会」が、森林施業プランナーの質を確保するため、森林施業プランナーの能力や実績を客観的に評価して認定を行う「森林施業プランナー認定制度」を開始している(施業を集約して「森林経営計画」を作成する人材の詳細については、第V章(144-

事例 I-5 林業普及指導員による「市町村森林整備計画」の策定支援

長崎県島原振興局では、平成23(2011)年度に、管内3市による「市町村森林整備計画」の策定に当たり、「准フォレスター研修」を修了した林業普及指導員(准フォレスター)が技術的な支援を行った。

担当した林業普及指導員は、各市による計画の策定に先立って、市の担当者を対象とする研修と市内の現地調査を実施して、各市における森林・林業の位置付けと特色を再確認した。その上で、市民団体を対象とする林業視察研修や市民との「森林づくり意見交換会」の開催により、市民の意見を把握して、各計画の基本方針に反映させた。また、路網密度の低いエリアを対象に、利用間伐による収入が路網整備の費用を上回ることを示して、路網の整備を提言した。

これらの取組により、市の担当者や市民は、森林・林業の役割に対する理解を深め、森林・林業による地域振興に前向きな姿勢を示すようになった。特に、雲仙市^{うんせんし}では、今後も市民参加による「森林づくり座談会」を開催して、市民の意見を施策に反映していくこととしている。

資料：銭坪司剛「地域振興のための市町村森林整備計画策定支援」(平成24年度林業普及指導員九州ブロックシンポジウム(平成24(2012)年10月17日)資料)



「森林づくり座談会」の様相

- *22 作業班員として、林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得して安全に作業を行うことができる人材。
- *23 作業班に属する現場作業員(作業班員)を指導して、間伐等の作業の工程管理等ができる人材。
- *24 複数の作業班を統括する立場から、関係者と連携して経営にも参画することができる人材。
- *25 林野庁プレスリリース「フォレストマネージャー等の研修修了者の名簿への登録について」(平成23(2011)年10月28日付け)、「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令」(平成8年農林水産省令第25号)第1条
- *26 林野庁ホームページ「林業事業者のための「人事管理とキャリア形成の手引き」について」

146ページ)参照)。

②地域の森林経営を支援

平成10(1998)年の「森林法」の改正により、私有林が所在する全ての市町村に「市町村森林整備計画」の策定が義務付けられるとともに、「森林施業計画」の認定等の「森林法」に係る行政事務が都道府県から市町村に委譲された。また、平成23(2011)年の同法の改正により、「市町村森林整備計画」のマスタープラン化や、施業の集約化を前提とする「森林経営計画制度」の導入等が行われたことから、市町村が地域の森林経営に果たすべき役割は一層重要となっている。他方、市町村では、合併に伴う職員数の減少により、森林・林業の専門知識・技術を持った市町村職員も減少している*27。

このため、林野庁では、森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有する人材を育成して、市町村の森林・林業行政を技術面で支援することとした。

このような人材(「森林総合監理士(フォレスター)」)の育成には一定の期間を要することから、当面の間は、林野庁が行う「准フォレスター研修」を修了した都道府県職員、市町村職員、国有林職員等が、「市町村森林整備計画」の作成等の支援業務を担うこととした。「准フォレスター研修」は平成23(2011)年7月から開始され、平成24(2012)年度までに約1,000名が研修を修了した。研修修了者(「准フォレスター」)は「市町村森林整備計画」の策定支援等に取り組んでいる(事例I-5)。

平成25(2013)年度からは、「森林総合監理士(フォレスター)」の認定制度を導入する予定であり、今後、平成32(2020)年度末までに、2~3千人を認定することを目標としてい

る(地域の森林経営を支援する人材の詳細については、第IV章(102ページ)参照)。

③路網を設計・作設

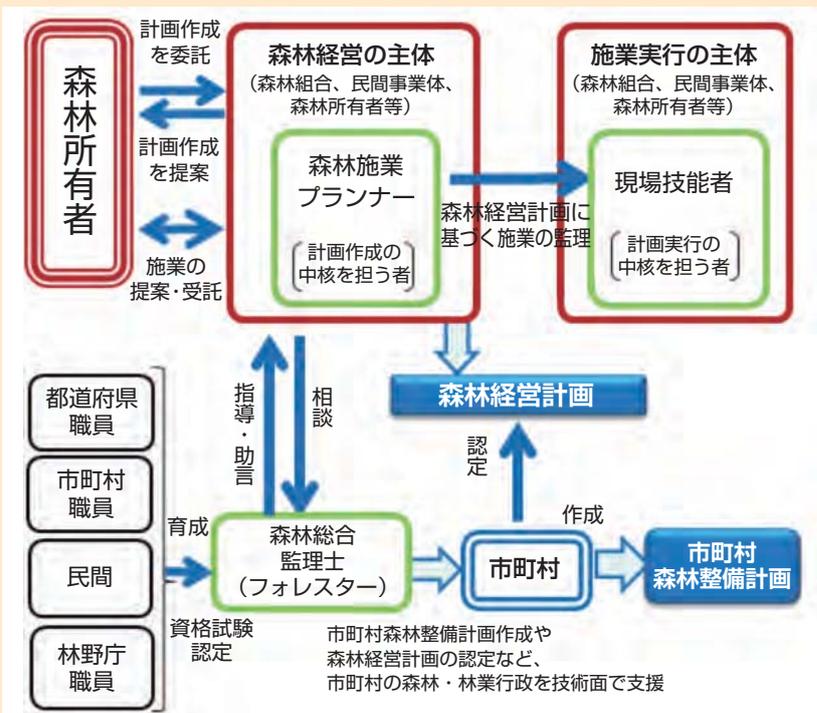
丈夫で簡易な路網の整備を進める上で、現場の地形や土質等の条件を踏まえて林業専用道を設計・施工管理できる設計者・監督者などの技術者や、施工現場で現地の状況に合わせて森林作業道を作設できる技能者を育成することが必要となっている。

このため、林野庁では、平成22(2010)年度から、森林作業道を作設するオペレーターとその指導者を育成する研修を、平成23(2011)年度からは、林業専用道の作設に必要な線形計画や設計・作設・維持管理を担う技術者を育成する研修を開始した。

これらの研修を受講したオペレーターや指導者、技術者は、現場での森林作業道の作設を担うとともに、各地で指導的な役割を果たしている(路網を作設・設計する人材の詳細については、第V章(149ページ)参照)。

(なお、森林・林業の再生を担う人材の役割については、資料I-8参照)。

資料I-8 森林・林業の再生を担う人材の役割



資料：林野庁企画課作成

*27 石崎涼子(2012) 林業経済, 65(6): 1-14.

(オ)木材の加工・流通体制の整備と木材利用の拡大

我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。また、森林・林業の再生のみならず、地球温暖化防止にも貢献する観点から、幅広い分野で木材利用の拡大を図ることが求められている。

このため、木材の加工・流通体制の整備に取り組むとともに、公共建築物の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出の促進等により、木材利用の拡大に取り組んでいる。

(a)効率的な加工・流通体制の整備

林野庁では、平成16(2004)年度から平成18(2006)年度にかけて、曲がり材や間伐材等を使用して集成材や合板を低コストかつ大ロットで安定的に供給する「新流通・加工システム」の取組を実施した。また、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度にかけては、地域で流通する木材の利用拡大を図るとともに、森林所有者の収益性を向上させる仕組みを構築するため、林業と木材産業が連携した「新生産システム」の取組を実施した。さらに、平成21(2009)年度からは、国の助成により都道府県に造成した「森林整備加速化・林業再生基

金」により、木材加工・流通施設の整備を支援してきた。これらの取組を契機として、製材工場や合板工場における国産材の利用量は着実に増加してきた。

平成23(2011)年7月に策定した「森林・林業基本計画」では、長期的な木材需給に係る協定の締結や原木の仕分け・選木機能の強化等により、原木の安定供給体制の整備を図ることとされた。また、工場の大規模化や複数工場の連携、需給情報のコーディネート等により、加工・流通体制の整備に取り組むこととされた。

これを受けて、林野庁では、木材加工・流通施設の整備や素材生産業者の連携による原木供給の取りまとめ、ストックポイントを活用した仕分け・直送等の取組を支援している(事例I-6、7)。

(b)木材利用の拡大**①公共建築物の木造化**

農林水産省では、自ら木材利用に取り組むため、平成15(2003)年に「農林水産省木材利用拡大行動計画^{*28}」を策定して、「原則木造・木質化・木製品」の考え方の下、庁舎や補助事業対象施設の木造化・内装木質化を進めてきた。

平成22(2010)年には、木造率が低く潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて木材利用を促進する「公共建築物等における木材の利用の

事例I-6 中小工場と大規模工場との連携による製材の生産

製材工場を経営するT社(栃木県やいたし矢板市)は、中小製材工場との提携により、品質の高い製材品を安定的に供給する体制を確立している。

同社では、中小製材工場17か所との提携により、これらの工場で作られた各種の製材を同社の大型乾燥・加工工場(「母船」)6か所に運んで、乾燥・仕上げを行っている。また、中小製材工場から納入された製材のうち低質なものは、ラミナに加工した上で、構造用集成材に加工している。同社の年間生産量は、製材品が11万㎡程度、構造用集成材が1.2万㎡程度となっている。

このような役割分担により、乾燥・加工施設における稼働率の向上やコストの低減が図られるとともに、最終製品の品質の安定化と供給の一元管理を行うことが可能となっている。さらに、「母船」において在庫管理を行うことにより、弾力的に製品を供給することが可能となっている。

資料：平成19(2007)年5月30日付け林政ニュース：10-13、平成22(2010)年1月13日付け同：13-16、平成22(2010)年1月27日付け同：10-12。



「母船」の乾燥施設

*28 農林水産省「木材利用拡大行動計画」(平成15(2003)年8月)

促進に関する法律」が制定された。同法に基づく政府の「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」では、過去の「非木造化」の考え方を「可能な限り木造化・木質化を図る」考え方に大きく転換して、国が整備する公共建築物のうち、法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物（ただし、災害応急対策活動に必要な施設等を除く。）については、原則として全て木造化を図るなどの目標を掲げた。

同法を受けて、国の機関では、22機関の全てが「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を、地方公共団体では、47都道府県の全てと全国1,742市町村のうち1,107市町村が、同法に基づく木材の利用の促進に関する方針を策定している（平成25（2013）年3月末現在）。

また、同法を受けて、国土交通省では、木造の官庁施設の技術基準を整備するとともに、林野庁では、木造公共施設の整備への支援等に取り組んでいる。

これらの施策を踏まえて、各地で、国や地方公共団体により、木造による公共建築物の整備が進められている（[公共建築物の木造化の詳細については、第Ⅵ章（190－194ページ）参照](#)）。

②木質バイオマスのエネルギー利用

木質バイオマスのエネルギー利用については、平成14（2002）年の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」により、電気事業者に対して、風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス等の新エネルギー等から発電した電気を一定量以上利用することが義務付けられたこと

から、石炭火力発電所において、木質バイオマスを石炭と混合利用する取組が広がってきた。

平成24（2012）年7月からは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始された。同制度は、電気事業者に対して、太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気を一定の期間・価格で買い取ることを義務付けるものである。木質バイオマスを用いて発電された電気については、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」の別に定められる固定価格で、20年間買い取られることとされた。

林野庁では、「間伐材等由来の木質バイオマス」と「一般木質バイオマス」を証明するためのガイドラインの策定等を通じて、同制度による木質バイオマスの利用を推進している。

これらの施策を踏まえて、各地で木質バイオマスによる発電施設の整備が進められており、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」による電気の買取りが始まった施設もみられる（[木質バイオマスのエネルギー利用の詳細については、第Ⅵ章（194－199ページ）参照](#)）。

③木材輸出の促進

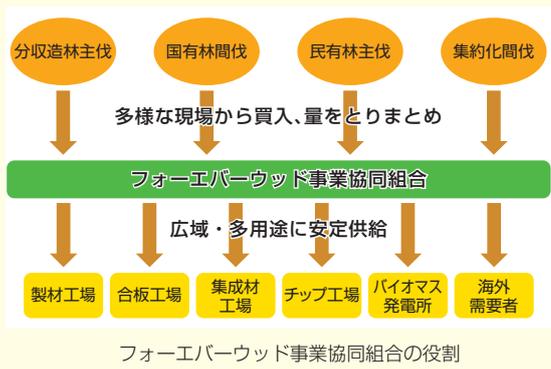
近年、国内における木材消費量が減少傾向にある一方で、海外では、中国を始めとする新興国での経済発展や人口増加により、今後、木材需要が増加することが見込まれている。このような中、平成16（2004）年には、「日本木材輸出振興協議会」が設立され、木材輸出をビジネスレベルに高めるための

事例Ⅰ－7 素材生産業者の連携により丸太を一括納入

平成23（2011）年7月に、宮崎県の素材生産業者4社が連携して、「フォーエバーウッド事業協同組合」を設立した。同組合では、需給調整機能と価格交渉力の発揮に向けて、多様な現場から出材された丸太を一手に引き受けて、製材工場、集成材工場、合板工場、製紙工場等に安定的に供給している。

同組合では、今後、平成27（2015）年度には年間30万㎡、平成32（2020）年度には年間50万㎡の原木供給を目指すこととしている。

資料：平成24（2012）年6月13日付け林政ニュース：10-13.



取組が進められてきた。

林野庁では、中国と韓国を重点国として、付加価値の高い木材製品の輸出に向け、輸出先国における規格見直しへの働きかけ、輸出ニーズに適応した製品の開発、現地での普及・宣伝活動の強化等に取り組んでいる（木材輸出の促進の詳細については、第VI章（199–200ページ）参照）。

④木材利用の普及啓発

林野庁では、平成17（2005）年度から、木材利用の意義を一般に対して普及啓発する「木づかい運動」を展開している。

また、平成24（2012）年度補正予算では、新たに、地域で流通する木材を活用した木造住宅の新築や内装・外装木質化、木製品等の購入を対象に、「木材利用ポイント」を付与して、地域の農林水産物との交換等を行う取組を実施することとしている（木材利用の普及啓発の詳細については、第VI章（202–204ページ）参照）。

以上のように、現在、森林・林業の再生に向けて、実効性の高い森林計画制度、適切な森林施業の確保、効率的かつ安定的な林業経営の育成、人材の育成・確保、木材の加工・流通体制の整備と木材利用の拡大等の取組が進められている。これらは主に民有林を対象とした取組であるが、国有林を管理経営する国有林野事業に対しても、民有林との一層の連携を図りつつ、その組織・技術力・資源を活用した指導やサポートなどにより、森林・林業の再生に貢献することが期待されている。

次節では、森林・林業の再生に向けた国有林野事業の展開方向について紹介する。